

平成30年度安全保障貿易管理政省令等改正説明会 質疑応答

平成30年12月5日（東京会場）、12日（大阪会場）及び13日（名古屋会場）において、政省令等改正説明会を実施しました。その際の質疑応答は以下のとおりです。

※説明会当日に回答を保留にしたものについての回答も記載しています。

< 1の項関連 >

1項の「輸出令別表第1の1の項（1）の附属品」の解釈によりますと「次のいずれかに該当するものを含む。」ということで、ホに「消炎器」というのが出てきますが、「消火器」については消炎機能があるかと思えます。この「消火器」と「消炎器」の違いはどのように考えればよいのでしょうか。

ここの規制対象とは「銃」の附属品としての「消炎器」となります。「消火器」というのは火災が起きたときの「消火器」ということであれば、銃の附属品とは全くの別物になるかと思えます。

1項の「輸出令別表第1の1の項（1）の附属品」の解釈に今回追加された「着脱可能なカートリッジマガジン」の「着脱可能」というのは、要は、ツール、工具なんかを使わなくても外れてしまうような構造を指すのかということと「カートリッジマガジン」は、要はジッポ、火薬と弾丸をセットになったようなものの弾倉を指しているのかどうか。

弊社は建設用の鋸打ち銃が一部ラインの中にありまして、釘を保持しておくようなところまで今回の解釈で該当するのかと考えていますが、その点を確認します。

今回の改正において、追加したものは「次のいずれかに該当するものを含む。」という形で「輸出令別表第1の1の項（1）の附属品」の例示を示したものです。御提示いただいた「カートリッジマガジン」は弾倉を構成する部分品ということになると思いますので、ここに含まれると思います。

1の項でいう銃については、産業用銃も含む概念で整理をしていますので、武器とか産業用銃とかの区分けを（附属品については）外為法上は設けておりませんので、一応、それらも「附属品」に含まれることになると思います。

< 2の項関連 >

貨物等省令第1条第十七号の（一）の改正について、現行は「測定システム」という用語が改正後は「測定装置」と変わりますが、この「システム」と「装置」の差はどのように考えれば良いのでしょうか。「システム」と「装置」というのは区切りがない、境目はないという考えでしょうか。

結論から申しますと、「システム」から「装置」に変更したことによって、規制対象範囲は変わりません。この部分は原文において「system」を「測定システム」という形で規定し

ていましたが、別の条において、「system」を「装置」と規定している部分があり、そちらに平仄を合わせる形で改正しました。

提出書類通達の「別表1 貨物、仕向地及び提出書類」の輸出令別表第1の2の項、貨物等省令第1条第三号の「試薬・標準物質・・・」のところで、「医薬品とか治験薬・・・」が追加されています。この変更の意図、ポイント、実務への影響がどれほどあるのか説明をいただきたくお願いします。

提出書類通達の貨物等省令第1条第三号の重水素化合物について、括弧書きで規定している、「試薬、標準物質、治験薬や医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際・・・」という要件を満たすものについて、申請の窓口が「本省」から「経済産業局」に変更することを意味しています。したがって、現行も重水素化合物としては、試薬や標準物質以外に治験薬等に用いるものについては、1月9日の施行後であっても施行前であっても規制対象貨物であることは変わりません。

(注) 同じく輸出令別表第1の2の項(3)、貨物等省令第1条第三号の重水素又は重水素化合物は、試薬又は標準物質として使用されるものに限って、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものが、包括許可の対象になっているが、試薬、標準物質に加えて、「医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品」も対象に加わり、包括許可の対象範囲が拡大することになる。

(包括許可取扱要領 [別表A] 輸出令別表第1の2の項(3)を参照)

< 3の項関連 >

パブリックコメントの回答として、輸出令別1の3の項(2)と、今回、新設される3の項(3)の趣旨の違いを御説明されています。ここでは、3の項(2)と3の項(3)は別物というように記載されているのですが、基本的に同じ貨物について3の項(2)でも3の項(3)でも該当するという重なりというのは起こらないという理解で宜しいでしょうか。もし起こらないとすれば、どのように違うのか。例えば、具体的な製品名を挙げて「これは3の項(3)です。」と説明いただけると幸いです。

輸出令別1の3の項の(2)と(3)について、(2)で規制している部分品と(3)で規制しているこの組立品又はその部分品というのは重なりがあるのかないのかという点ですが、基本的に重なりはないと考えて結構です。(2)と(3)の違いについてですが、(2)については、例えば、反応器や貯蔵容器にそのままの状態を組み込まれるような構成部品(消耗品等)が(2)に入ると考えて結構です。(3)については、基本的には、反応器や貯蔵容器の内部のガラスライニング部分に穴が開いてしまい、修理を要する必要が生じた場合に、反応器や貯蔵容器の穴の周囲の形状に合わせて修理を行うビスやガスケット等が対象となります。

輸出令別表第1の3の項の反応器及び貯蔵容器の修理に用いられる技術が外為令別表に追加された点について、基本的に、現地で修理を行うということも一応許可を要する技術と解釈しますが、その対象機器が規制対象外の貨物、例えば、反応器で言えば20立法メートルを超えるような容器であるとか、かくはん機のブレード、シャフトであるとか、そういったものに対しての修理技術は許可を要しないと判断してよろしいでしょうか。

今回の改正では、欠損部分について修理を行う技術が新たに規制の対象となりました。修理の対象が該当貨物であるか否かで技術の中身自身は影響しない可能性が強いと考えています。したがって、技術の規制の対象が、規制の対象となる貨物に限った形で運用されていくのかは疑問が多いと思います。その点について確認してから正確なことを回答いたします。

< 6の項 >

改正前の貨物等省令第5条第十号イの「直線上の位置のフィードバック装置」は、改正後は貨物等省令第5条第八号ロ（二）に再規定されますが、測定装置のものであれば、非該当になるでしょうか。

改正後の貨物等省令第5条第八号ロ（二）は「工作機械用に特に設計した直線上の位置のフィードバック装置」と規定され、工作機械用に専用設計されたものに限定されておりますので、測定装置に専用設計された「直線上の位置のフィードバック装置」は非該当となります。

< 7の項関連 >

貨物等省令第6条第一号ロとトの両方に「フィールドプログラマブルロジックデバイス」が規定されています。トには運用通達の解釈から移行したという括弧書きの「含む」規定があり、ロにはありませんが、「含む」規定はロには適用されないのでしょうか。また、一方運用通達の解釈にも依然として「フィールドプログラマブルロジックデバイス」が規定されています。この解釈は、貨物等省令第6条第一号ロとトのどちらに適用されるのでしょうか、両方でしょうか。

今般、レジーム原文において改正された箇所は、貨物等省令第六条第一号トに対応する、以下の3.A.1.a.7のNoteの規定となります。一方、貨物等省令第六条第一号ロに対応する3.A.1.a.2に対応する規定は特段変更されておられません。したがって、貨物等省令第六条第一号トの規定は、SPLDsが削除される一方で、同号ロについては、これが引き続き含まれる形となります。また、改正後の通達の「フィールドプログラマブルロジックデバイス」の解釈は、貨物等省令第六条第一号ロ及びトの規定の両方に適用されます。

Note 3.A.1.a.7.includes:

-Simple Programmable Logic Devices (SPLDs)-

- *Complex Programmable Logic Devices (CPLDs)*
- *Field Programmable Gate Arrays (FPGAs)*
- *Field Programmable Logic Arrays (FPLAs)*
- *Field Programmable Interconnects (FPICs)*

貨物等省令第6条第五号のセルについて、従前では特に除外規定がなかったものが、今回、バッテリーに組み込まれたものは除外という文言が入っています。普通は、セルがバッテリーに組み込まれて、さらにそれが機器に組み込まれるという扱いになると思うのですが、例えば、例外的に、セルがバッテリーに組み込まれずに直接機器に組み込まれるというようなアプリケーションになった場合、どのようなようになるのでしょうか。

1点目の省令で新たに除外規定を追加しましたが、現行の運用通達解釈の「セル」において、「バッテリーに組み込まれたものを除く。」という形で規定していたものを貨物等省令に移したものです。したがって、この除外規定は、現行も改正後も変わりません。

2点目として、バッテリーに組み込まれないでセルが直接組み込まれるというのは、逆にそういった概念があり得るのでしょうか。

(今後、そのような物が実際に商品として出てきた場合、実際セルの自由放電を扱う部分が別の基板にあって機器に組み込まれるということになった場合等々を考えた場合、という質問者の補足に対して)、現行は少なくともバッテリーに組み込まれているという状態がWAの原文に書かれていますので、現状はこれに限定されていると理解するのが正しいと思っています。今後、そのような物が出てきたら、個別に経済産業省の方に照会してください。

貨物等省令第6条第八号の四に「アナログ信号用に設計した光の強度、振幅又は位相を操作する電気光学効果を利用する光変調器」が新たに規定されますが、具体的な貨物を教えていただきたい。たとえば、同じ7の項(8の3)でしたら大電流を制御するようなIGBT、あのダイオードとか具体的商品名が出てきます。

また「光変調器」に関して、運用通達の解釈がありませんが、今後解釈等が規定される予定があるかどうかもお教えください。

まず、解釈は基本的にはレジームで書かれているものを規定するものですので、レジームの規定がない以上、解釈を設ける予定はありません。

また、具体的に製品名が何かというのは申し上げるのは難しいです。基本的にここで言っている「光変調器」は、電気信号を光信号に変換するように使われるような物を指しており、例えば、光ファイバーのコネクタの部分で使われるような物を指しています。「光変調器」という言葉については、岩波等の「理化学辞典」に載ってしまっていて、マッハ・ツェンダー効果とかそういったものを使うようなものをここでは指しているという形になります。

(注)・レジーム原文では、「optic modulators」と規定している。

- ・日本工業規格では「光変調器」を次のように記載している。
情報を光で伝送するために電気信号を光の強度、振幅、周波数、位相などの変化に変換する装置。電気光学効果、磁気光学効果、音響光学効果などを用いるものがある。
- ・「光変調 [light modulation]」（岩波理化学辞典 第5版）
「電気・磁気信号を光の情報に変換するために、光の強度・周波数・位相・偏波などを時間的・空間的に変化させる操作。時間的変調には、超音波による光回折、電気光学効果、磁気光学効果をそれぞれ利用した音響光学変調器、電気光学変調器、磁気光学変調器などの光学変調器が用いられる。空間的変調には液晶や強誘電性結晶を利用した空間強度変調器が用いられる。」

7の項(8の4)で新設された「光変調器」は、外部変調の際に使用される変調器であるという理解で正しいでしょうか。

レジーム原文上、外部変調のものに限定をしておきませんので、貨物等省令に規定する仕様を満たすものであれば、直接変調のものも対象となります。

貨物等省令第6条第十七号ヌの半導体素子の試験装置の箇所でソフトウェアのご説明があり、31.8ギガヘルツ以下の周波数のものであっても該当になるものがあり規制強化という話がありました。「改正の概要」では「規制内容の明確化」とあるのですが、これもう1つの「ピーク飽和出力」というパラメータがありまして、31.8ギガヘルツを超えるもので該当になるものもありますが、「ピーク飽和出力」によっては非該当になるものもあります。したがって「規制強化」及び「規制緩和」の方が「明確化」よりも適切だと思います。

今回の貨物等省令第6条第十七号ヌ(一)の改正において、貨物等省令第6条第二号ニを引用する形となり、これにより、31.8ギガヘルツ以下のものについても新たに試験対象として含まれるという点で規制強化というのは正しいかと思われます。「規制緩和」の部分についても、今般、貨物等省令第6条第二号ニにおいては、周波数の要件に加えて、「ピーク飽和出力値」の要件もあり、これにより、規制対象範囲がより限定的になるという点で規制緩和」という側面もあるかと思えます。

貨物等省令第6条第一号ワの規定について、「・・・又はこれを実行するようにプログラムが可能なもの」の文言は次の1又は2のどちら、あるいはそれ以外のことを指しているのでしょうか。

1. H/Wで構成された集積回路やメモリが搭載された基板等で、メモリ内に格納されたプログラム(外部プログラム)の命令で、実行することができるようにしたもの。
(上記の場合は集積回路にサンプルレート切り替え or 設定端子を持ち、サンプルレ-

トを設定できるようになっていることが前提です。)

2. FPGA 等の電源を入れた際に読み込まれる回路情報に相当するプログラムで実行できるようにしたもの。

レジーム原文上、外部プログラムの命令や FPGA 等に限定されていないことから、貨物等省令第 6 条第一号ワ (一) 及び (二) に該当するものは規制対象となります。

貨物等省令第 6 条十八号のヘテロエピタキシャル成長結晶、これは WA の条文を反映したものと認識しています。基板の最後のヘテロエピタキシャル材料が、これについては基板の上にある多層膜の結晶層とそれと基板を合わせて総合でヘテロエピタキシャル成長となっているかどうかという確認をするということで認識をしておりますが、よろしいでしょうか。

はい、そうです。その通りです。

「改正の概要」の 7 の項の「マスクの製造に用いられる基板 マスクブランクに係る規定の追加」では、輸出令別 1 の 7 の項 (1 7 の 2)、貨物等省令第 6 条第十七号の二、運用通達の解釈「マスクブランク」が関連しますが、そしてパブリックコメントと重なると思いますが、この規定によりまずとモリブデンとシリコンを用いた基材が対象となり、それが貨物等省令第 6 条第十七号の二の (一) 及び (二) に該当するものということです。これはマスクブランクそのもの自体が対象であり、ガラス基材の上にそれ以外のものを蒸着させたものは対象外と考えてよろしいでしょうか。

ここで対象になるものはモリブデンとシリコンを用いた基材であって、その中でもマスクブランクという形になります。さらに要件として極端紫外 (EUV) を用いて使用するものやモリブデンとシリコンからなる多層膜を有しているもので、そこにレジストが塗布されているか、否かを問わないとありますので、単なるガラスの板の上に要件を満たさない状態というものはこの規制の対象には入らないと考えて良いと思います。

本規定において規制対象となるものはマスクブランクであり、(マスクブランクでない) ガラスの板そのものは規制対象ではありません。

貨物等省令第 19 条第一項第二号ハの「プロセスデザインキット」について、経済産業省の Q&A で「プロセスデザインキット」として何が適用できるものか、できないものかの例を挙げていただけたらと思います。

貨物等省令第 19 条第一項第二号では、「第 6 条に該当するものの設計又は製造に必要な技術であって、次のいずれにも該当しないもの」として、イからハマまでに該当するものを除外される技術として規定されています。ところが、ハのプロセスデザインキットの規定では、括弧書きで当該除外される技術から除外される技術を括弧書きで規定しており (例えば、第 6 条第一号に該当する「集積回路に係る技術」、結局、プロセスデザインキ

ットとして何が除外できるのかが具体的に分かりません。

貨物等省令第19条第一項第二号ハの「プロセスデザインキット」について、役務通達解釈で規定しています。これはレジームに規定されているものを規定したのですが、具体的に最終的に除外されうるプロセスデザインキットとはどのようなものなのかという点については、貨物と違って技術の範囲は一概にこういったものと提示するのは中々難しい側面もあると思っています。したがって、個別案件ごとに、ケースバイケースで判断することになるかと思しますので、もし具体的な事例がありましたら、個別に具体的な内容とともにご相談いただければ、内容を確認した上で判断させていただきます。

今回新設の貨物等省令第6条第二十四号について、「前二号に該当する基板」という点について、第二十二号及び第二十三号の両方に該当する基板という認識であっていますか。

第二十四号の「前二号」というのは第二十二号及び第二十三号に該当する基板であってと読むかという点については、第二十二号又は第二十三号のいずれかに該当する基板であって、当該基板の上に第二十四号に規定している要件を満たすものと考えていただければと思います。

単純に項番と省令の対応の確認です。貨物等省令6条二十二号、二十三号、二十四号のところ。第二十四号で「前二号に該当する基板であって」と第二十二号の基板、第二十三号の多結晶基板に係るところ、別表第1の7の項で(22)、(23)とつけられましたけれども、第二十四号のところに係る場合は7の項(22)に対応するものと7の(23)に対応するものと両方あるという理解でいいですか。

そのとおりです。

< 9の項関連 >

貨物等省令第8条第一号ハ、ニの括弧書きの人工衛星に関する除外規定に「設計したもの」に加えて「改造したもの」が加わっていますが、ロの括弧書きの除外規定にも「改造したもの」が必要ではないでしょうか。

またハは「設計し、又は改造したもの」、ニは「設計し、改造したもの」と「又は」という接続詞があるか、ないかの違いがありますが、同じ意味と考えて問題ないでしょうか。それとも何か意図があるのでしょうか。

ロの改正については、次回改正で対応します。また、ハとニは同じ意味です。

貨物等省令第8条第五号のホで「民生用のセルラー無線通信」とあるのですが、具体的にどのようなものを指しているのか教えてください。端末だけなのかシステム全体を指すような、無線で使える区間全般を指すのかを教えてください。

「民生用のセルラー無線通信のために特別に設計したもの」には、民生用の移動端末と通信を実現するシステム（基地局）として、基地局のアンテナが除外対象として含まれます。他方、基地局間を通信するものは一般的に光ファイバーを用いた有線の伝送装置などが想定され、「民生用のセルラー無線通信のために特別に設計したもの」ということではないように思われます。

貨物等省令第8条第九号ロ「暗号機能有効化の手段」について、「安全である暗号機能有効化手段」と「安全でない暗号機能有効化手段」をここでは規制されているとご説明されましたが、「安全でない暗号機能有効化手段」を規制すると、イの方で「安全でない暗号機能有効化手段」を用いた暗号活性化していない貨物は既に規制されているというご説明だったので、重複規制になるのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

貨物等省令第8条第九号イの部分については、「既に有効化されているもの」、「暗号機能を使用することができるもの」と「休眠の状態であっても安全な仕組みの有効化手段を用いないで有効化できるもの」を対象としており、ロの方では「暗号機能有効化手段を用いることによるのみ該当するもの」という形になっています。休眠状態である装置だとすると、現行の規制においても、おそらくこのイとロで重複する部分も出てくるのではないかと思います。現行の状態でも、イについて「有効化の手段を用いないで 사용할ことができるもの」という概念の中には暗号が休眠の状態のものも含まれますし、現行のロにおいても「用いることによるのみ」という形になりますので、重複する部分というのは、あると思います。

貨物等省令第8条第九号ロの、「本号へに該当しないものに限る。」の部分は市販暗号装置との兼ね合いということでご説明されましたが、「有効化の手段」の提供するのは、これはメーカーの支援には当たらない、つまり「有効化の手段の実行」というのは使用者が変更することにはならないと理解したのですが、休眠暗号装置であっても市販暗号装置になり得るということで良いかと思います。休眠暗号装置の定義の中で、CISTECのパラメータシートを見ると「暗号有効化できるもの」と「暗号が使えない状態のもの」とあるのですが、当社の製品は「暗号が使えない状態」、要するに半導体の中のワイヤーを切ってしまうファタログワークのものがありまして、これも一応、休眠暗号装置としていますが、これも市販暗号装置になり得るといふことなのかそれとも貨物等省令第8条第九号ロの冒頭にある「暗号機能有効化の手段」がありませんのでこれに該当しないのか、解釈を教えてください。

1点目の貨物等省令第8条第九号ロの「本号へに該当しないものに限る。」は、「市販暗号装置」の規定を引用しています。この部分については、「本号イに該当するもの」が規制対象になりますので、そこで「本号へに該当するもの」とした場合には矛盾が起きてしまいますので、そこを整理する関係から「市販暗号装置に該当しないものに限る」としています。

該当すれば本号イには該当しないこととなりますので、その関係の整理で本号イに該当するものから市販暗号装置に該当しないもの、すなわち除外規定の対象にならない規制対象となるものというのが意味するところでは。

2点目は、そもそも暗号装置が入っているのだけれどもワイヤーを使って使えない状態ということなので、有効化手段を用いることによって活性化、有効化するという概念がないかと思えますので、そもそも暗号機能の能力が（未来永劫）ないということをもって暗号装置に該当しないと考えて問題ないものと考えます。

貨物等省令第8条第九号ロの暗号機能有効化の部分は、具体的にどのような規制強化になるのでしょうか。

貨物等省令第8条第九号ロの規制内容について、具体的には「現行」のロに規定されている部分、非該当貨物について暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、このイに該当する貨物の機能に到達するものは今後も規制の対象となります。規制内容の強化は「又は本号から第十二号までのいずれかに該当するもの・・・」と始まる部分です。本号から第十二号までのいずれかに該当する貨物、つまりは該当する貨物や、該当するプログラムにロの「本号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加する」、つまり該当する貨物にさらに本号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加するように設計したものについては新たに規制の対象になるという部分が規制の強化ということになります。

貨物等省令第8条第九号ロで今回規制強化ということ追加された「又は」以降のところ、「第九号から第十二号までで該当の貨物であって、それをまたイに該当する機能を追加する」というこの「追加」のことです。元々で、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能有効化ができるものという既に該当であるという貨物に対して、キーデバイス等で、後で暗号を有効化させるという時に、そのキーデバイス自体は、すでにもう該当になっている貨物に対してまた有効にするということ。この場合もそのキーデバイスは該当になるのか、それともこの追加という解釈がもともとイで、通常の使用できる状態の暗号のアルゴリズムがあって、別のアルゴリズムが休眠状態で同じようにキーデバイスを用いて暗号を有効化する時に、休眠状態のものを暗号有効化するということ、その追加ということになったので、その場合にキーデバイスがロに該当するという形と解釈しているのですけども、それでいいですか。

暗号機能がすでに有効化されているものと休眠状態にあるもの、その後者の部分について、このロの規定において「暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ」、その後者の部分についてが、イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し若しくは改造したものに当たるのか否かというご質問であると思えます。この第8条第九号の規定について、イとロと明示的に分かれています、概念上、包含関係のあるような、重複する部分というのもおそらくあるのではないかと考えています、具体

的にその部分というのはどういった部分なのかという点について、即答ができないもの
すから、確認の方をいたします。この暗号装置のこの部分については、現行の安全保障貿易
管理のホームページにおいても、沢山 Q&A を載せていますが、今回の改正に伴なって Q&A
も整備する予定です。

(説明会後の補足)

貨物等省令第8条第九号ロの後段の「又は」以降(今般の改正により追加されたもの)に
ついて、具体的には、外国に暗号装置があり、その貨物には、既に有効化されている暗号部
分(該当)と休眠している暗号部分が混在しており、後者の暗号部分について、日本からキ
ーデバイスを輸出し、これにより有効化することにより、貨物等省令第8条第九号イに該当
する貨物の有する機能と同等の機能となる場合、外国の暗号装置には該当の暗号機能が追
加されることとなるため、キーデバイスは貨物等省令第8条第九号ロの後段に該当するこ
ととなります。

運用通達の解釈「暗号機能有効化の手段」の「特別に」という定義が分かりづらいので、
例えば安全保障貿易管理のホームページの QA にその定義を載せていただくことは可能
ですか。「安全な仕組み」についてはパブリックコメントでも是非明らかにしていただき
たいとありますので、「特別に」という定義も同じく明らかにしてください。

「暗号機能有効化の手段」の解釈の「特別に」の意味は、原文で **specifically** と追加され
たものを反映したもので、これを追加したことによって解釈が変わるというものではござ
いません。では、なぜ今回「特別に」を入れたかと言うと、休眠状態の暗号を活性化させる
という行為については、市販暗号装置の暗号機能が使用者によって容易に変更できないも
のとの関係ではどう考えればいいのかという点において、レジームでも議論した結果、この文
言を入れることによって有効化の手段というのは市販暗号装置の概念には影響を及ぼさな
いという形で明示的に入れたものでございます。パブリックコメントで、「安全な仕組みっ
て何ですか。」とご質問をいただきまして、この点については、安全な仕組みは省令上定義
もなく書いてあるものですから、Q&Aで明確にさせていただきます。ご質問の「特別に」
の部分は、これを追加したことによって解釈が変わるものではないという点もありますの
で、その点を勘案して Q&A に追加するかしないか今後検討いたします。

<10の項>

輸出令別1の10の項で新しく追加になりました貨物等省令第9条第七号の二「第三
号二又はホのいずれかに該当するフォーカルプレーンアレーのために特に設計した読み
出し集積回路」に関して2点質問します。

(1) 光センサーからは色々な ROV 出力をデジタルに変えてマイコンや FPGA で輸出
するというような作りになっています。「特に設計した」ということで、光センサー
からデジタルに変える時の AD 変換器が市販だとか汎用のものを使った場合は、ここ

の対象外と考えて良いのでしょうか。

(2)「読み出し集積回路」は、運用通達の解釈で「フォーカルプレーンアレーの下層に配置され仮、又は接合されるように設計された集積回路であって・・・」と定義されています。そして「少なくとも、読み出し集積回路は、～検出素子から電荷を読み出す。」となっていますので、これはやはり「アナログの世界で電荷を読み出すもの」というものだと思います。「読み出し集積回路」は光センサー出力からのアナログ処理をすることに対しての話で、その後デジタル信号に変換してマイコンやPGAで各種回路を作るとしていますが、このマイコンやFPGAは「読み出し集積回路」の対象外と考えて宜しいのでしょうか？

1点目の、省令で規定している「フォーカルプレーンアレーのために特別に設計した読み出し集積回路」については市販のものや、汎用のは入るか否か、という質問については、原文上においても **Specially designed** という形で、特別に設計したものとなりますので、基本的には汎用品のものは入らないと考えていただいで結構です。

2点目のマイコンやFPGAは「読み出し集積回路」に当たるか、という照会と理解いたしました。この点について、マイコンやFPGAは「読み出し集積回路」とは一般的には別物となりますので、「読み出し集積回路」には当たりません。ただし、物によって疑義が生じるようなものがあれば、製品の詳細がわかる資料を持参いただき、窓口にてご相談いただけますと幸いです。

貨物等省令第9条第七号の二で、今回追加された条項は第三号ニ又はホに関する専用設計された部分品ということで分離されたものだと思います。今般、フォーカルプレーンアレーに読み出し集積回路を組み込んだ状態のものを判定する場合は、運用通達にある部分品の条件を満足している場合は、第三号ニ又はホに該当とすれば良いのでしょうか、それとも今回の第七号の二を加えるということでしょうか。単独で輸出するといったところがあれば、こちらの条文を参照してということ。

読み出し集積回路がフォーカルプレーンアレーに組み込まれている状態であれば、それは部分品の運用通達の解釈にもよると思いますが、その結果、部分品の解釈を満たすような場合であれば、それはフォーカルプレーンアレーとしてその部分を判定して問題ありません。

単独又は部分品の解釈で規定されないような場合は、ここで判定をしたいと思います。

役務通達の解釈「貨物等省令第25条第3項第二号ル中の技術」のところで、「レーザービーム加工」等を含む旨が追加になっておりますが、これが追加になった意図を教えてくださいませんか。

今回、新たに追加した「含む」規定の取扱いは、この技術にこういったものは含まれます、ということを確認しているものであって、新たに規制対象になったもの、というものでは

ございません。2点目の追加された意図については、規制対象となる以上、安全保障上こういった技術も押さえていないといけないという背景があつて明確化されたものということです。では、なぜレーザービーム加工等というのが明示的に追加されたのかということについては、レジームの交渉会合の関係の内容になってしまうものですから、具体的にお答えすることができません。

< 13の項関連 >

貨物等省令第5条第一号は、ISO規格に替えてJISを採用したとの説明がありましたが、貨物等省令第12条第二号イは依然として国際規格のままです。この部分はWAでは軸受の箇所と同様に「(or national equivalents)」となっていますが、JISを採用しなかった理由は何でしょうか。

JISを確認したら、国際規格に合わせた改定がされていなかったと記憶していますが、あらためて確認をして次回改正時に検討します。

< その他 >

2019年1月9日の施行後に、それよりも前に作成した該非判定書で特に改定のない場合でも全て作り直しをした方が良いでしょうか。

1月9日施行での改正については、まず輸出しようとする場合にその貨物が該当するかどうかについては最新の法令に基づき該非判定をするのが大前提になりますので、当然作成し直すことが基本です。御質問のように現行と1月9日以降変わりませんが、但し、日付は例えば今日の日付ですと言った場合に、その該非判定書を作り直す必要があるかないかという点については、まず外為法や輸出令においては、該非判定をこう発行してくださいとかメーカーから商社に発行してください、該非判定書を作って下さいとかそういったことは義務にはなっていません。ただ、メーカーから商社に販売する際には、メーカーとしてしっかり判定した結果を示すことが非常に良いという考えで今やっているのだと思いますが、改正の内容自体は変わっていないけれども1月9日以前の日付であった場合については、当然問題ないと思います。ただ一方で、日付が1月9日前であることをもって、「これは1月9日以前のものですよね。これは最新の法令に基づいて判定されたものですか？」という照会を受ける可能性は高いと思います。そうした時に判定書としては有効であるのでそのまま使ってもよいかと思ひますし、あらためて作成する手間等もかかると思ひますので、その点はこうしてくださいということをするような立場にはないし、義務としてかかってないというのが1点です。ただ、判定の内容が変わらない場合であっても、1月9日のものが最新の法令であると認知されるものですから、その点については1月9日になってお客様との関係で判定書を出し直すというのは時間がかかると思ひますので、その前に、例えば年内に発行するものについて、該非判定書の中で注意書き等いろいろ方法はあると思ひます。たとえば、1月9日の改正においても本貨物については変更されるものではありませんとい

う文言を追加すれば、税関やお客様との関係でも特に問題は起きないと思います。そこは工夫の仕方であって、社内でどういう管理をすべきか相談していただければと思います。

以上